

# 大牟田市地域公共交通利便増進実施計画 (素案)

令和8年9月

大牟田市地域公共交通活性化協議会

# 目次

第1章	はじめに	1
1-1	計画策定の目的及び位置づけ	1
1-2	大牟田市地域公共交通計画の概要	2
1-3	地域公共交通利便増進事業とは	5
第2章	地域公共交通利便増進事業の概要	7
2-1	これまでの取組状況（地域と連携した生活交通の確保）	7
2-2	計画の期間及び区域	11
2-3	地方公共団体による支援内容	11
2-4	地域公共交通計画で定めた施策と地域公共交通利便増進事業の位置づけ	12
第3章	実施事業の内容及び実施主体	13
3-1	地域と連携した生活交通の充実	13
3-2	交通空白地分析事業	15
3-3	モビリティ人材育成の支援事業	15
3-4	交通空白地における新たな移動サービスの導入	15
3-5	多様なモードによる生活交通の充実の検討	15
3-6	今後の事業展開	15
第4章	事業実施に必要な資金調達等	16
	資金調達	16
第5章	事業の実施効果	16
	想定される効果と目標値	16

# 第1章 はじめに

## 1-1 計画策定の目的及び位置づけ

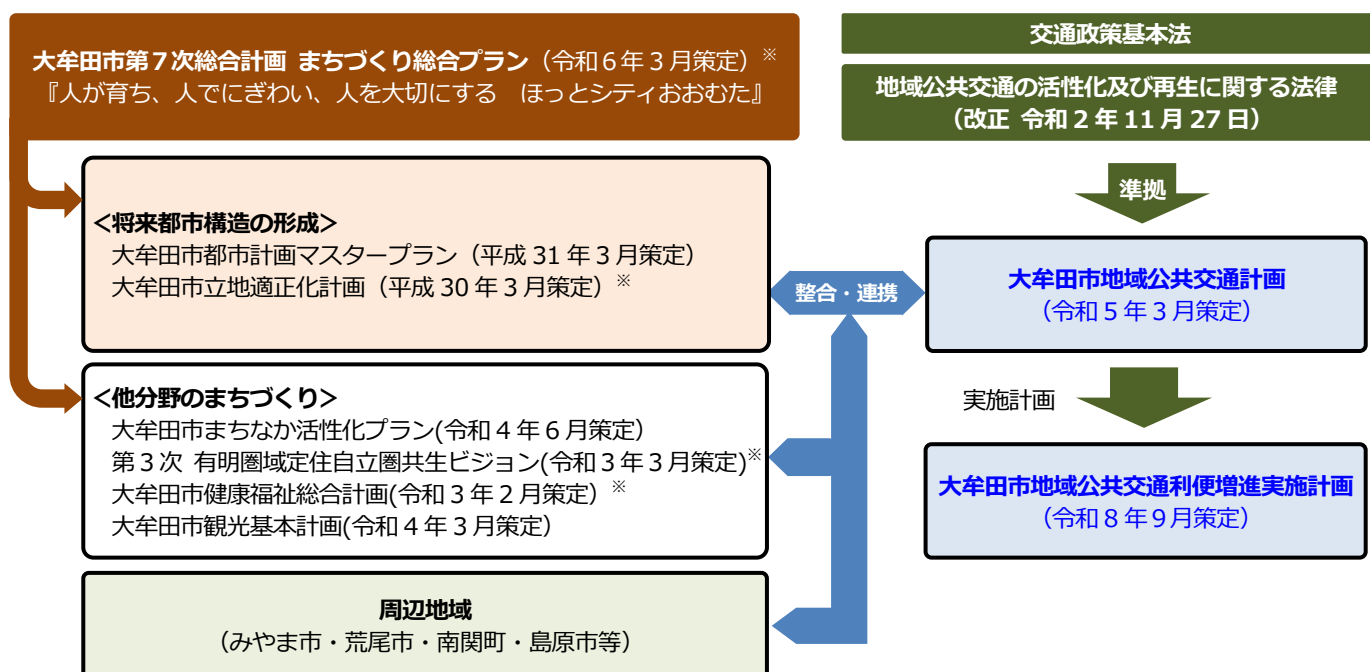
### (1) 計画策定の目的

大牟田市においては、平成30年3月に「大牟田市地域公共交通網形成計画」、令和5年3月にその改定版である「大牟田市地域公共交通計画」を策定し、地域公共交通の維持・活性化に向けた事業の実施や進捗管理を図ってきている。

本計画は、「大牟田市地域公共交通計画」に定めた特定の事業について、事業の内容や実施方法を明確にし、確実かつ円滑な事業推進による地域公共交通の利便性向上の実現を目的に策定するものである。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、大牟田市第7次総合計画まちづくり総合プランやその他の関連計画に基づき策定された「大牟田市地域公共交通計画」の実施計画と位置付ける。



※その後改訂された計画等

## 1-2 大牟田市地域公共交通計画の概要

大牟田市地域公共交通計画の概要を以下に示す。

### (1) 大牟田における地域公共交通の課題

#### 【課題1】市内の移動を支える公共交通サービスの確保が必要

公共交通利用者減少に歯止めをかける対応、将来的な人口減少・高齢化を見据えた市内の移動を支える公共交通の検討、様々な利用者へのサービス確保が必要

個別課題	取り組むべき内容
課題1-① 中心部の輸送効率の向上	●中心部でのバス利用時のわかりやすさの確保が必要 ●乗継拠点化・中心部内移動誘導等、中心部の輸送効率の向上への対応が必要
課題1-② 効率的な公共交通網の形成	●利用が少ないバス系統の需要に応じた効率化やサービスの検討が必要
課題1-③ 通勤・通学や高齢者の移動への対応	●通勤・通学等の定期的な移動や通院・買物等の少頻度移動、高齢者の外出を支える移動手段の確保が必要
課題1-④ 公共交通空白地域等にあった適切なサービスの検討	●既存リソース（循環バスやコミュニティバス）や新たなモビリティ導入を含めた、地域にあった適切なサービス・地域で育てられるサービスの提供が必要
課題1-⑤ 待合環境の改善	●中心部での待合環境の向上、郊外部での利用に応じた簡易的な環境整備への対応が必要
課題1-⑥ 多様な交通手段の連携	●日常的に運行している多様な移動手段との連携によるリソースのフル活用が必要
課題1-⑦ 都市のコンパクト化に対応した公共交通網の形成	●地域拠点間や居住誘導区域を連絡するバス路線の効率的な確保が必要
課題1-⑧ 公的資金の効率的・効果的活用	●費用対効果的な観点からの補助金の有効活用が必要
課題1-⑨ 新設事業の積極的活用	●法改正に伴う公共交通関連事業の積極的な活用が必要

#### 【課題2】広域的な移動を支える公共交通サービスの確保が必要

周辺地域との流動・来訪者の流動を支える公共交通の検討、様々な利用者へのサービス確保が必要

個別課題	取り組むべき内容
課題2-① 周辺市町との公共交通網の確保	●広域的な需要に対応する鉄道や幹線バスの効率的な確保が必要
課題2-② 鉄道とバス等の接続改善	●市内及び周辺地域や県内外との広域移動のシームレス化に向けた公共交通の乗り継ぎ利便性の向上への対応が必要
課題2-③ 交通結節点での乗継案内、乗継環境の改善	●中心駅・中心部のバス停など、需要が見込まれる結節点における更なる利便性の向上に向けた案内・環境改善が必要
課題2-④ 広域交通拠点（新幹線駅）へのアクセス向上	●広域移動を支える広域交通拠点と中心部のアクセス向上への対応が必要
課題2-⑤ 観光移動への対応	●アフター（ウィズ）コロナにおける誘客支援や既往施策支援への対応が必要

#### 【課題3】アフター（ウィズ）コロナ・人口減少下における公共交通サービスの確保に向けた利用促進が必要

市民・関係者一丸となった公共交通の利用促進・利用機会の創出を図る取組みの推進が必要

個別課題	取り組むべき内容
課題3-① 公共交通の利用機会の創出、利用促進	●まちづくり総合プランや観光基本計画等との事業間の連携による人々の交流機会の拡大を支える公共交通の確保が必要
課題3-② 全ての市民の外出機会・健康行動の創出	●健康福祉総合計画との整合により、アクセシビリティを向上させる事業展開が必要
課題3-③ 新たなモビリティ導入を行った地域に対する交通事業の持続できる仕組みづくりや担い手確保	●地域の方々自らが「考え」・「守り」・「育てる」ための持続できる仕組みづくり、担い手の育成（地域住民と事業者・行政とのコミュニケーション）が必要
課題3-④ ICT技術の積極的活用	●MaaS、自動運転等の活用による移動に係るシームレス化の検討

(2) 基本方針と取組み対応(イメージ)

**【基本方針 1】 市民生活を支える公共交通サービスの確保**

市民の移動への対応として、公共交通空白地域や減便・運行区間見直しが見込まれる路線に対する公共交通サービスの確保に向けた様々な取組みを進めていきます。

**【基本方針 2】 市の魅力向上に資する公共交通サービスの構築**

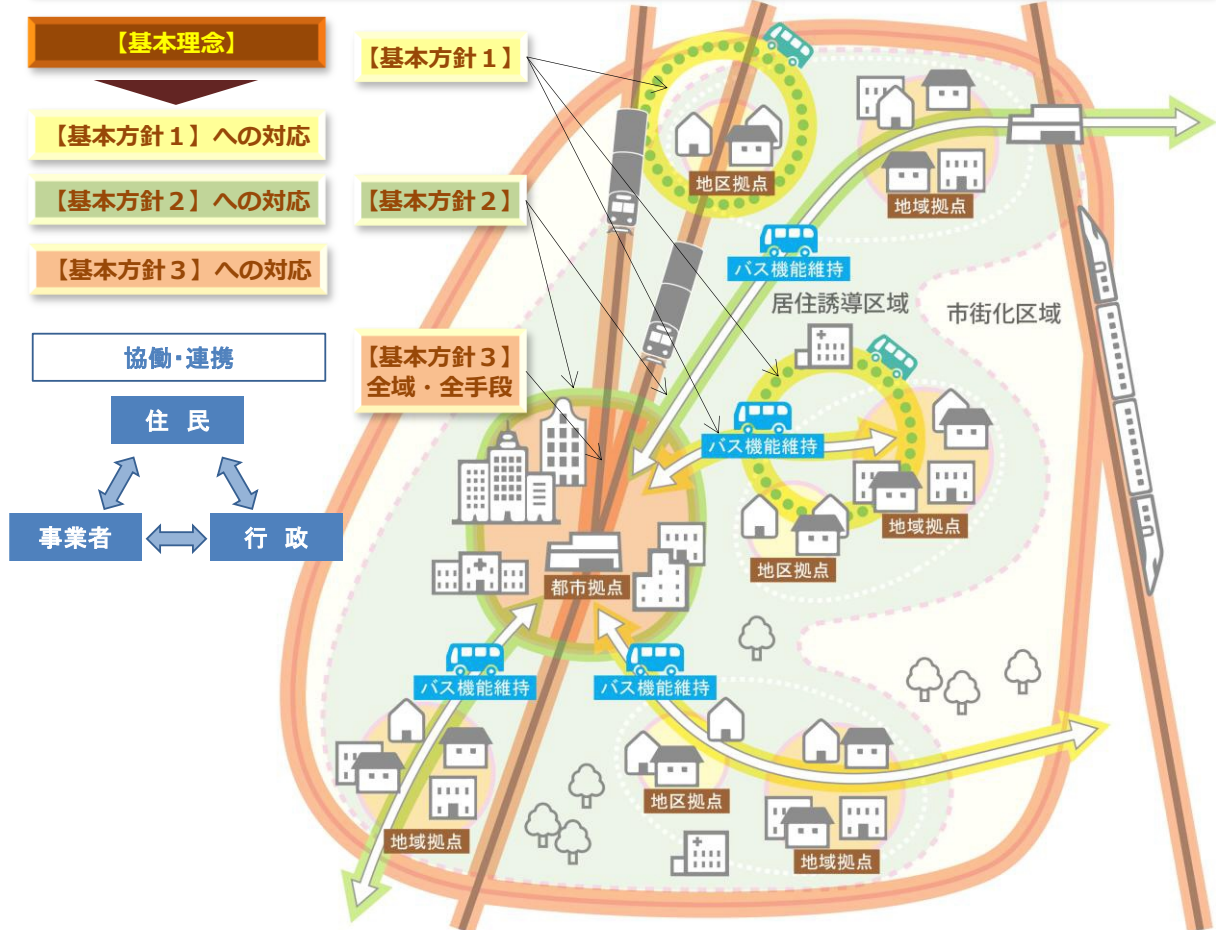
多様な移動を支える地域間・拠点間連絡への対応として、様々な公共交通サービスの構築に向けた取組みを進めていきます。

**【基本方針 3】 公共交通の利用促進策・利用機会の創出策の推進**

全ての方々の移動への対応として、公共交通の利用促進・利用機会の創出に向けた取組み、様々な分野での取組みとの連携（クロスセクター効果）を進めていきます。

- ※共通 : 「サービス」とは、効用や満足などを提供することであり、誰もが安心して移動できる環境をみんなで創りあげていくための旗印となるキーワードとして活用しています。
- ※基本方針 2 : 多様な移動とは、市民の市外への移動、周辺市町民の市内での移動、来訪者の市内での移動と捉えています。
- ※基本方針 3 : クロスセクターとは「多様な行政分野」のことを指し、地域公共交通が人々の移動を支えることで、行政コストの軽減に資する効果を「クロスセクター効果」といいます。様々な分野での取組みとの連携の重要性を示唆するキーワードとして活用しています。

**まちづくりを支える公共交通軸への基本方針に応じた取組み対応 (イメージ)**



### (3) 目標を達成するための施策

#### 【基本方針1】の目標を達成するための施策

施策	取組み方針
①市内路線バス等、公共交通の確保	<p>学生・生徒や高齢者、障害者、妊婦等でも市内の移動がしやすくなるよう、幹線軸につながる支線軸の確保を、市民・事業者・行政の連携を図りながら事業を進めます。</p> <p>●主な取組み：効率的な公的支援の実施、非効率部分の効果的な見直し検討、拠点間アクセス確保</p>
②公共交通空白地域等の需要に応じたサービスの検討	<p>公共交通でカバーされていない地域での生活利便性の確保を目的に、地域の需要に応じたサービスの提供を目指し、市民・事業者・行政の連携を図りながら事業を進めます。</p> <p>●主な取組み：地域の需要に応じたサービス、地域で育てられるサービスの検討</p>
③交通手段間の連携の検討	<p>既存リソースを含めた多様な交通手段の連携による利便性の向上を目指し、事業者との調整等を図りながら事業を進めます。</p> <p>●主な取組み：多様な交通手段の連携</p>
④待合環境の改善	<p>主要なバス停・鉄道駅における待合環境の改善を目指し、市民ニーズの把握や事業者との調整等を図りながら事業を進めます。</p> <p>●主な取組み：路線バス停留所の環境改善、鉄道駅の待合環境改善</p>
⑤わかりやすい中心部路線の検討	<p>多方面の路線バスが高頻度で運行する幹線道路の利便性の向上を目指し、市民・事業者・行政の連携を図りながら事業を進めます。</p> <p>●主な取組み：バス停の標記改善、パターンダイヤ化</p>
⑥地域間公共交通サービスの確保	<p>大牟田市と周辺市町を結ぶ鉄道、路線バス等の公共交通サービスの確保に向け、隣接市町との連携を図りながら事業を進めます。</p> <p>●主な取組み：広域交通サービスの確保</p>

#### 【基本方針2】の目標を達成するための施策

施策	取組み方針
⑥地域間公共交通サービスの確保【再掲】	<p>大牟田市と周辺市町を結ぶ鉄道、路線バス等の公共交通サービスの確保に向け、隣接市町との連携を図りながら事業を進めます。</p> <p>●主な取組み：広域交通サービスの確保</p>
⑦鉄道とバス等の乗継利便性の向上	<p>広域移動の利便性の向上に向け、主要交通結節点での鉄道とバス等の乗継環境、乗継案内の改善を目指し、市民ニーズの把握や事業者との調整等を図りながら事業を進めます。</p> <p>●主な取組み：大牟田駅～新大牟田駅間の速やかな移動手段の検討</p>
⑧観光施設へアクセスする公共交通の確保（施設アクセス・広域周遊）	<p>アフター（ウィズ）コロナでの誘客支援等に対応するため、観光施設へのアクセス・周遊できる公共交通の確保を、関係部署との連携を図りながら事業を進めます。</p> <p>●主な取組み：アクセス・周遊交通の導入検討</p>

#### 【基本方針3】の目標を達成するための施策

施策	取組み方針
④待合環境の改善【再掲】	<p>主要なバス停・鉄道駅における待合環境の改善を目指し、市民ニーズの把握や事業者との調整等を図りながら事業を進めます。</p> <p>●主な取組み：路線バス停留所の環境改善、鉄道駅の待合環境改善</p>
⑤わかりやすい中心部路線の検討【再掲】	<p>多方面の路線バスが高頻度で運行する幹線道路の利便性の向上を目指し、市民・事業者・行政の連携を図りながら事業を進めます。</p> <p>●主な取組み：バス停の標記改善、パターンダイヤ化</p>
⑨利用促進に向けた活動実施や情報提供の充実	<p>利用しやすい公共交通・魅力向上に向けた取組みを、市民・事業者・行政の連携を図りながら事業を進めます。</p> <p>●主な取組み：乗り方教室や出前講座等の開催、バスに親しみを持つための体験・実施</p>
⑩まちづくりにおける各施策との連携	<p>まちづくりにおける各種施策との連携を図り、移動の利便性の向上を目指し、市民・事業者・行政の連携を図りながら事業を進めます。</p> <p>●主な取組み：まちづくり計画との整合・連携（交流機会の拡大支援等）</p>
⑪公共交通への市民参画の推進	<p>地域住民と事業者・行政とのコミュニケーションの場の創出やイベント等の利用機会の創出など、地域住民が主体的に公共交通へ参画してもらう取組みを推進します。</p> <p>●主な取組み：市民参加型モビリティ確保（実証実験を通じた利用機会の創出、意識醸成等）</p>
⑫将来を見据えた新たなモビリティサービス導入の検討	<p>ICT技術の積極的活用を図り、各事業と連携した移動に係るシームレス化による利便性の向上を目指します。</p> <p>●主な取組み：次世代技術を活用した公共交通サービスの検討</p>

### 1-3 地域公共交通利便増進事業とは

地域公共交通利便増進事業とは、地域公共交通の利用者の利便を増進するため、路線等の編成や事業内容の変更、等間隔運行や定額制乗り放題運賃の設定等を行う事業。地方公共団体が中心となって、路線ネットワークにとどまらず、運賃やダイヤ等の見直しも含めた利用者の利便の増進に資する取組を通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る。

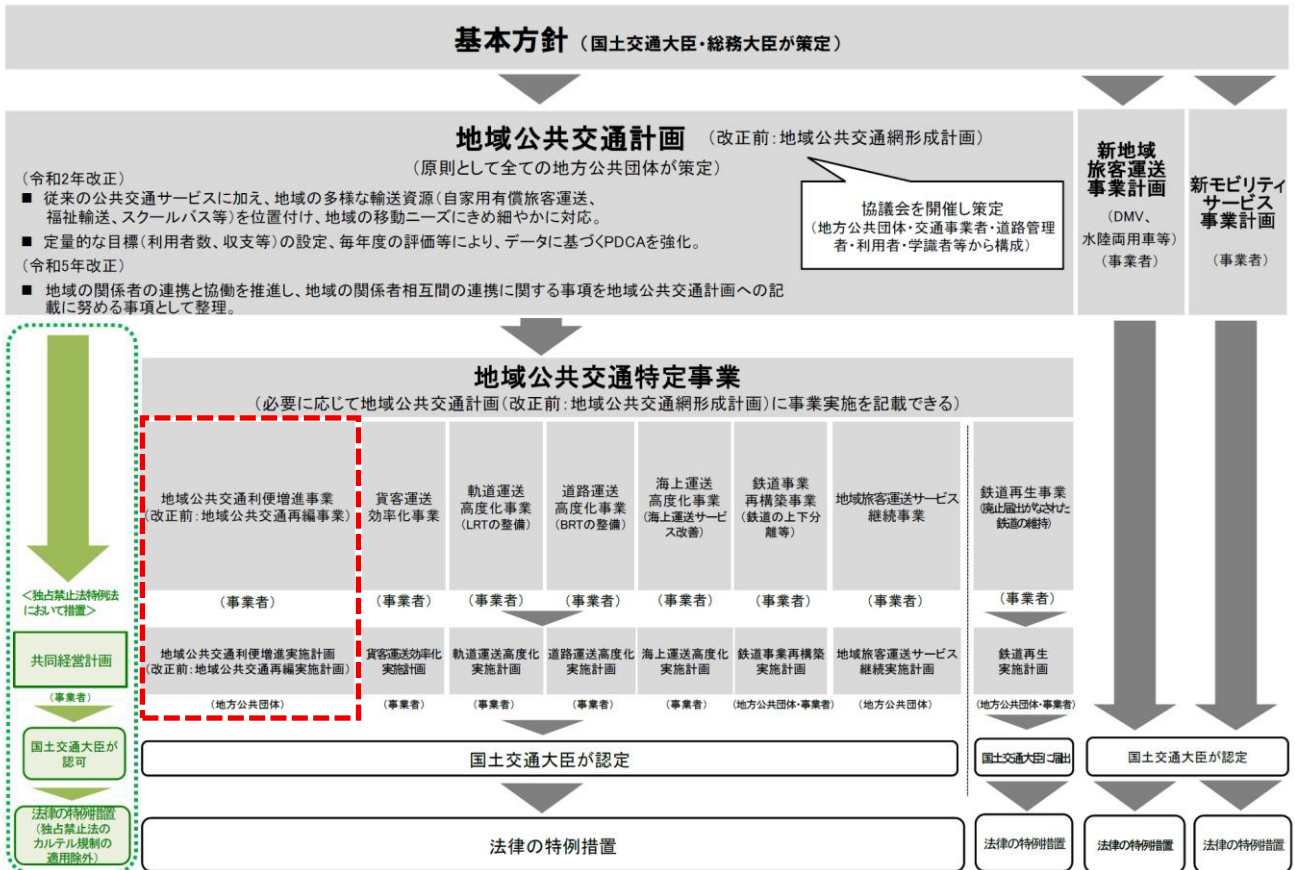
利便性の高い地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保するためには、地域における公共交通ネットワークの再編のみならず、ダイヤ・運賃などのサービス面の改善を含め、地域のニーズにきめ細かく対応することが重要です。その際、不便な路線・ダイヤの改善や画一的な運賃設定の見直し等が必要となる場合には、地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）を作成することができます。

利便増進事業は、地方公共団体が地域公共交通網の整備を図るために行う事業であり、地方公共団体が公共交通事業者等への支援を行うことにより実施を促進するものです。

地方公共団体は、地域公共交通計画において地域公共交通利便増進事業（以下「利便増進事業」という。）の概要を定めた上で利便増進事業を実施しようとする者等の同意を得て当該事業の実施計画である利便増進計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することが可能です。

なお、利便増進事業は、従前の地域公共交通再編事業の内容を更に充実させた事業であり、地域における公共交通ネットワークの再編を行う取組に加え、運賃・ダイヤ等の見直しも含め、利用者の利便の増進に資する取組を対象としている事業です。

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 別冊 第4版(R5.10)



▲地域交通法に基づく計画制度の体系

イ. 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

① 旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更

《事業例》

- ・バス路線の幹線と支線の分割
- ・市街地中心部のバス路線の集約化
- ・中心市街地を回遊できるバスの新設 など



② 次に掲げる事業の転換又は自家用有償旅客運送から道路運送事業※への転換

- (i) 旅客鉄道又は旅客軌道から道路運送事業（路線バス・一般タクシー）へ転換
- (ii) 一の種類道路運送事業（路線バス・一般タクシー）から他の種類の道路運送事業へ転換
- (iii) 一の種類旅客船（定期航路事業）から他の種類の旅客船（定期航路事業）へ転換



- ・自家用有償旅客運送から路線バス・一般タクシーへの転換 など

③ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更

《事業例》

- ・交通空白地における自家用有償旅客運送の新規導入
- ・自家用有償旅客運送の区域の拡大 など



ロ. 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するものとするもの

① 運賃又は料金の設定

《事業例》

- ・定額制乗り放題運賃
- ・通し運賃 など



② 運行回数又は運行時刻の設定

《事業例》

- ・等間隔運行やパターンダイヤ など



③ 共通乗車船券の発行

《事業例》

- ・電車・バス一日乗り放題切符、観光周遊フリーバスの発行 など



ハ. イ～ロに掲げる事業と併せて行う以下の事業（施行規則 § 9 の 3）

《事業例》

- ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
- ② 交通結節施設における乗降場の改善
- ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④ ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化
- ⑤ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入
- ⑥ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置
- ⑦ ①～⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用者の利便の増進に資する措置

※ 道路運送事業：一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業

▲ 地域公共交通利便増進事業（法 § 2 ⑬、施行規則 § 9 の 3）



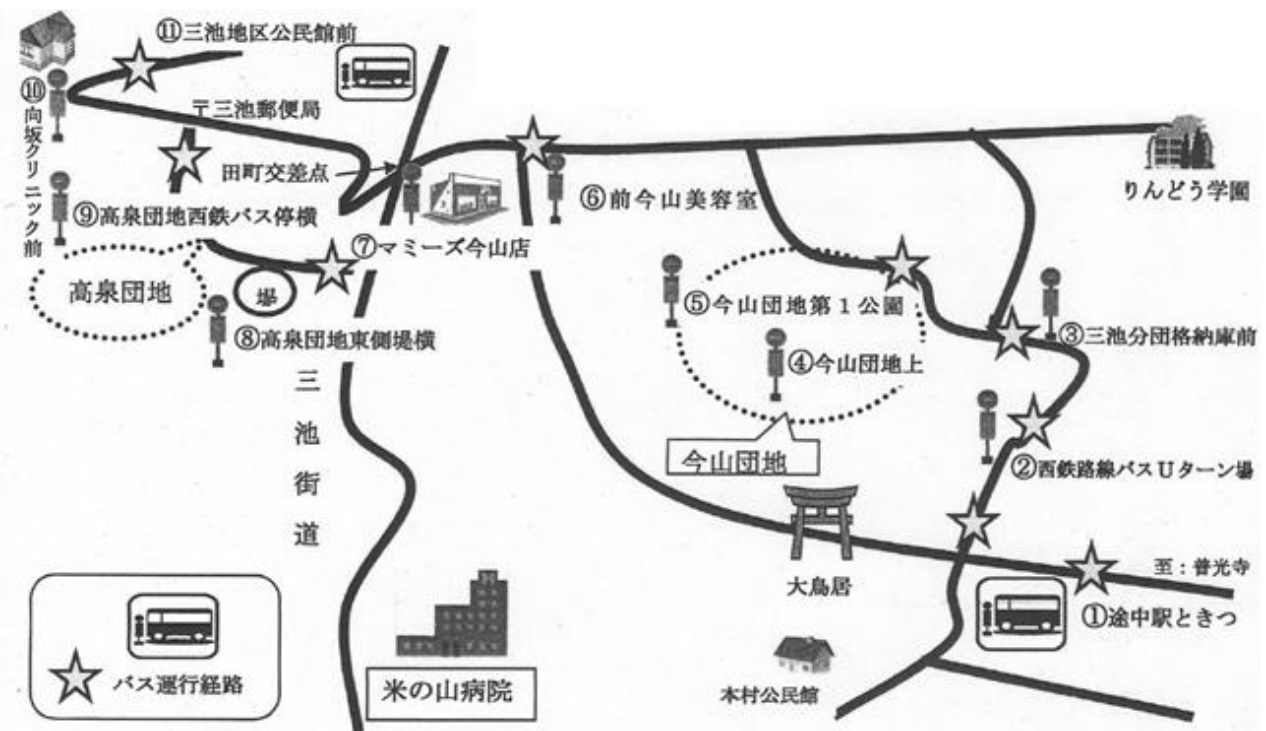


(2) 地域と連携した生活交通の充実（三池校区）

三池校区は市内東部に位置し、山間部となる一部地域ではバス停まで遠くなり、外出の課題が生じていた。そこで地域と福祉事業所が連携し、定時定路線のコミュニティバスを運行している。また、移動支援にとどまらず、地域住民がコミュニティバスに同乗することで、バスの乗降支援や荷物の運搬、さらには車内で日常の困りごとや移動に関するニーズの聞き取りなどを行い、外出の際に支援が必要な方でも安心して利用ができるような体制構築に取り組んでいる。

事業名	三池サンキューバス
事業目的	高齢化が進み、山間部の坂道など高低差がある環境では外出が難しくなっており、既存のバス路線から遠い地域では、移動手段の確保が課題となっている。そこで、住民が安心して買い物でき、外出に楽しみを感じられる環境を整備することに加え、ひきこもりを予防し、地域の中で自分らしく生活を続けられることを目指す。
概要	三池校区まちづくり協議会と福祉事業者が連携し、定時定路線のコミュニティバスを運行するもの。福祉事業所は車両利用がない時間におけるワンボックスカー（14人乗り）及び運転手を手配、地域住民のコミュニティバスへの同乗ボランティアの役割を担う。
事業主体	三池校区まちづくり協議会 構成員(支援団体)：社会福祉法人日本厚生学園、わいわいネットワーク、大牟田市
事業形態	無償運送
事業対象	対象制限なし（誰でも利用可）
実施時期	平成24年4月～
使用車両	ワンボックスカー
運行日 運行時間	月・水・金曜日 1日2便（11:00 発、13:00 発）
運賃	無料

■路線図

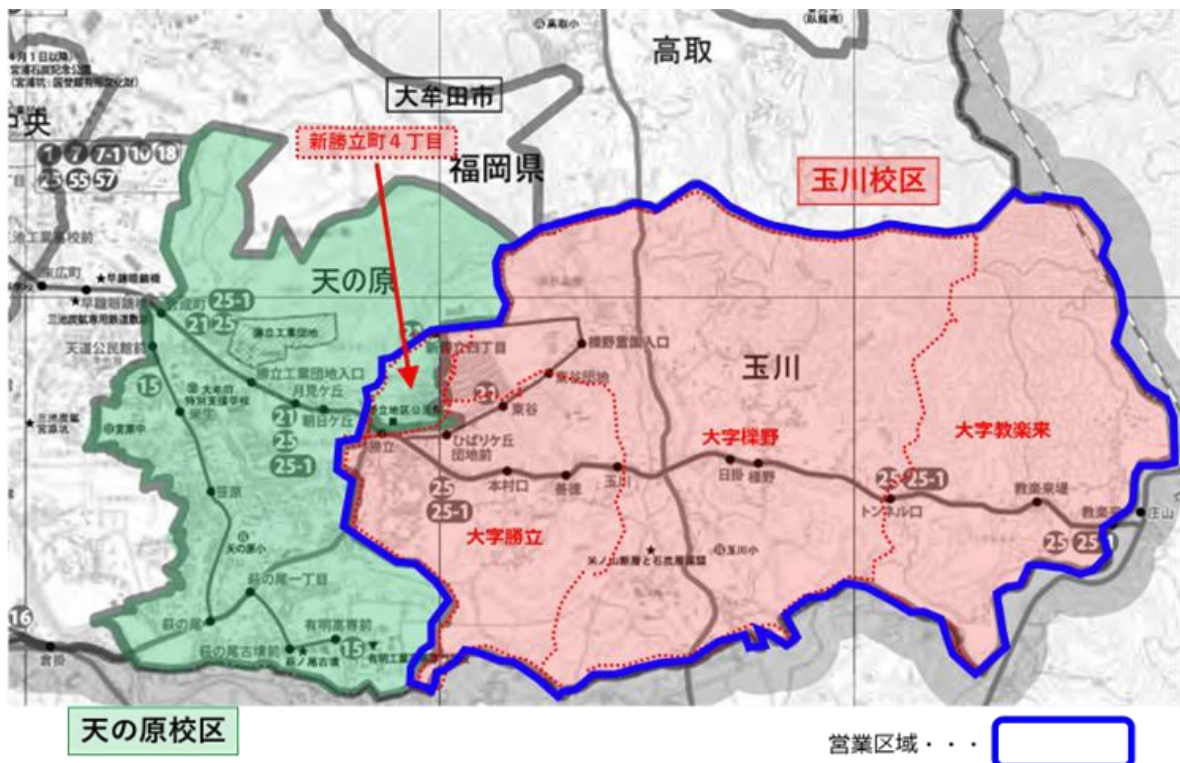


### (3) 地域と連携した生活交通の充実（玉川校区）

玉川校区は市内南東部に位置し、東西に幹線バス路線が通っている。しかし、人口減少と高齢化により、既存公共交通の維持が困難となることを見据え「玉川校区移動手段検討会議」を設置し、バス路線の存続と代替手段の確保に取り組んできた。そこで、地域と交通事業者の連携により、自宅と商店・医療機関を結ぶ予約型乗合タクシーの運行を開始した。現在は、利用者ニーズに応えるため、新たな運行サービス実証の取組を行っており、運行は休止している。

事業名	玉川のりあいタクシー
事業目的	山間部では坂道が多く、バス停までの距離が遠いという課題がある。加えて、住民の高齢化により、乗り換えやバスのステップの昇降が大きな負担になっている。そこで、自宅から目的地まで送迎できる移動サービスを確保することで、昇降時の身体的な負担を減らし、移動を通じて安心して暮らせる環境をつくり、校区の住民が支え合うまちづくりを推進し、誰もが長く安心して住み続けられる地域を目指す。
概要	玉川校区まちづくり協議会と交通事業者が連携し、前日までの予約により乗合タクシーを運行するもの。運行区域は校区全域と一部隣の校区とし、区域内の運行に加え、区域外の乗降場所として商店や病院などを設定。
事業主体	玉川校区まちづくり協議会 構成員(支援団体)：大牟田富士タクシー株式会社、大牟田市
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業
事業対象	玉川校区の全域と天の原校区の一部（新勝立町4丁目）にお住いで事前に登録をされた方
実施時期	令和4年10月～
使用車両	タクシー車両
運行日 運行時間	週6日（月～土曜日、日曜日は運休）運行 月～土曜日は、1日2往復5回（10・11・12・13・14時台に運行） ※ゆめタウン行を金・土曜日の13、15時台の1往復2回運行
運賃	・区域内300円/人（小学生以下100円/人、未就学児無料） ・ゆめタウン行700円 ※乗り合い（2名以上で利用）になった場合は、100円引き

#### ■営業区域





## 2-2 計画の期間及び区域

### (1) 計画の期間

計画の実施期間は「大牟田市地域公共交通計画」の実施期間を踏まえ「令和8年度から令和9年度までの2年間」とする。

表 計画の実施期間

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
大牟田市地域公共交通計画（R5.3月）					
大牟田市地域公共交通利便増進実施計画					

※令和10年度に、「大牟田市地域公共交通計画」及び「大牟田市地域公共交通利便増進実施計画」の更新を予定

### (2) 計画の区域

計画の区域は、大牟田市全域とする。

## 2-3 地方公共団体による支援内容

地域公共交通利便増進事業にかかる支援内容を以下に記載する。

- ① 利便増進事業を実施する際、対象校区への連絡・説明等の各種調整支援
- ② 多様な交通モードの連携強化を図る際の異なる交通事業者間の各種調整支援
- ③ 公共や民間の保有する用地への乗り入れを行う際、対象部署や対象事業者との各種調整支援
- ④ 道路管理者や交通管理者との各種調整支援
- ⑤ 利便増進事業に伴う運行経費等に対する予算的支援
- ⑥ 事業周知や利用促進に伴う必要なチラシ配布やホームページ掲載など情報発信支援
- ⑦ 地域が積極的に課題解決に取り組むことができる仕組みを構築するモビリティ人材育成支援
- ⑧ その他、利便増進事業を推進するにあたり必要な支援

## 2-4 地域公共交通計画で定めた施策と地域公共交通利便増進事業の位置づけ

大牟田市地域公共交通計画では、「誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通サービス体系の構築」を基本理念とし、その実現に向け3つの方針のもと、全体目標を含め5つの目標を設定している。その5つの目標に対し、12事業を推進していくこととしており、本計画における地域公共交通利便増進事業はそのうち事業2「公共交通空白地域等の需要に応じたサービスの検討」を対象事業としており、そのほか6つの事業に関連する事業となる。

表 地域公共交通計画での取組との関係

基本方針・施策別対象事業との関係		対象事業※ (関連事業)	該当する 施行規則
基本方針1：市民生活を支える公共交通サービスの確保			
事業	主な取組み		
①市内路線バス等、公共交通の確保	効率的な公的支援の実施・非効率部分の効果的な見直し検討 拠点間アクセス確保	○	
②公共交通空白地域等の需要に応じたサービスの検討	地域の需要に応じたサービス・地域で育てられるサービスの検討	●	イー③
③交通手段間の連携の検討	多様な交通手段の連携	○	
④待合環境の改善	路線バス停留所の環境改善		
	鉄道駅の待合環境改善		
⑤わかりやすい中心部路線の検討	バス停の標記改善		
	パターンダイヤ化		
⑥地域間公共交通サービスの確保	広域交通サービスの確保	○	
基本方針2：市の魅力向上に資する公共交通サービスの構築			
事業	主な取組み		
⑥地域間公共交通サービスの確保(再掲)	広域交通サービスの確保	○	
⑦鉄道とバス等の乗継利便性の向上	大牟田駅～新大牟田駅間の速やかな移動手段の検討		
⑧観光施設へアクセスする公共交通の確保(施設アクセス・広域周遊)	アクセス・周遊交通の導入検討		
基本方針3：公共交通の利用促進策・利用機会の創出策の推進			
事業	主な取組み		
④待合環境の改善(再掲)	路線バス停留所の環境改善		
	鉄道駅の待合環境改善		
⑤わかりやすい中心部路線の検討(再掲)	バス停の標記改善		
	パターンダイヤ化		
⑨利用促進に向けた活動実施や情報提供の充実	乗り方教室や出前講座等の開催	○	
	バスに親しみを持つための体験・実施		
⑩まちづくりにおける各施策との連携	まちづくり計画との整合・連携(交流機会の拡大支援等)		
⑪公共交通への市民参画の推進	市民参加型モビリティ確保(実証実験を通じた利用機会の創出、意識醸成等)	○	
⑫将来を見据えた新たなモビリティサービス導入の検討	次世代技術を活用した公共交通サービスの検討		

※●は利便増進事業の対象事業、○は利便増進事業の関連事業

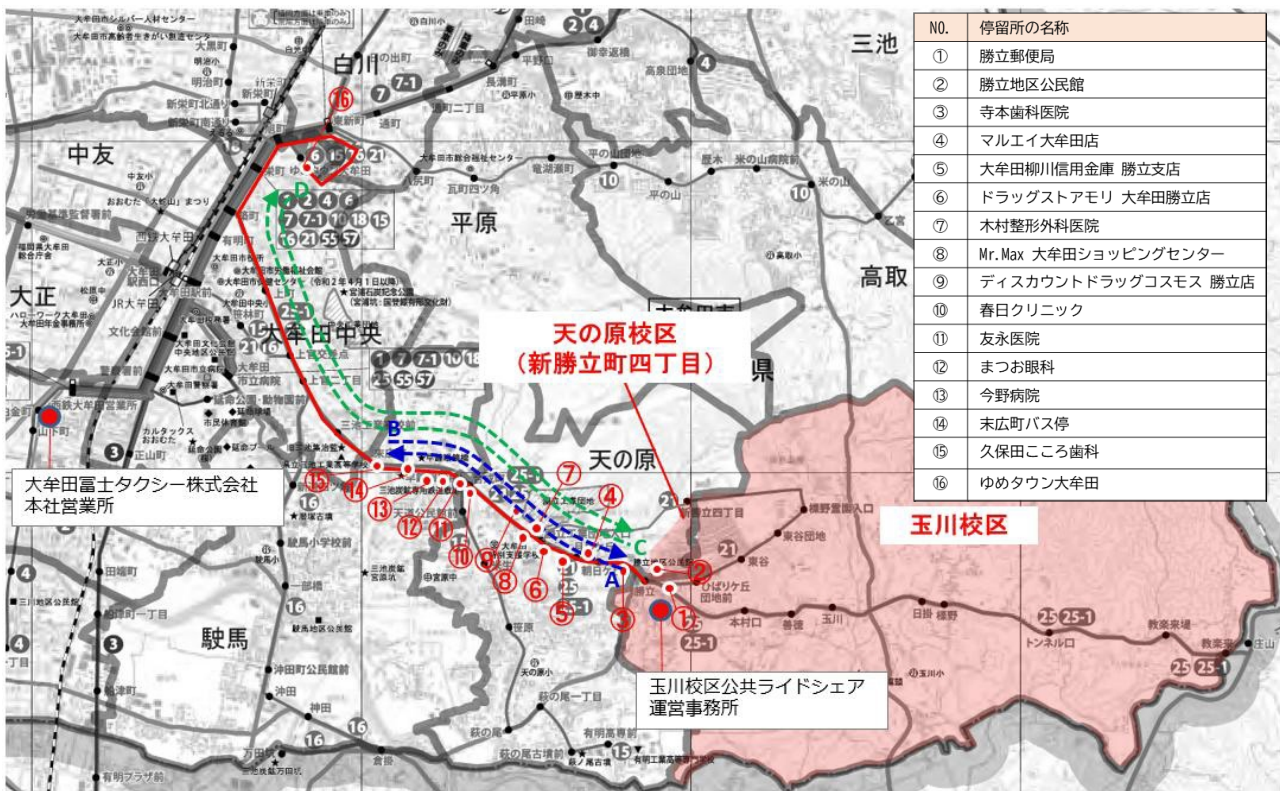
### 第3章 実施事業の内容及び実施主体

#### 3-1 地域と連携した生活交通の充実

玉川校区は市内南東部に位置し、路線バスが運行しているものの、バス停までの距離や高低差など環境的要因も起因し利用が減少するなか、一部運行区間の減便により地域の生活交通の確保が大きな課題となっている。その課題解決として公共ライドシェア（事業者協力型）を導入する。当該事業では、地域住民が運転手を担うことにより、移動手段の確保に加え、地域のつながりの活性化の面にも期待しており、他校区で実施している地域主体の取組に加え、市内の公共交通が十分でない地域への展開にもつなげていく。

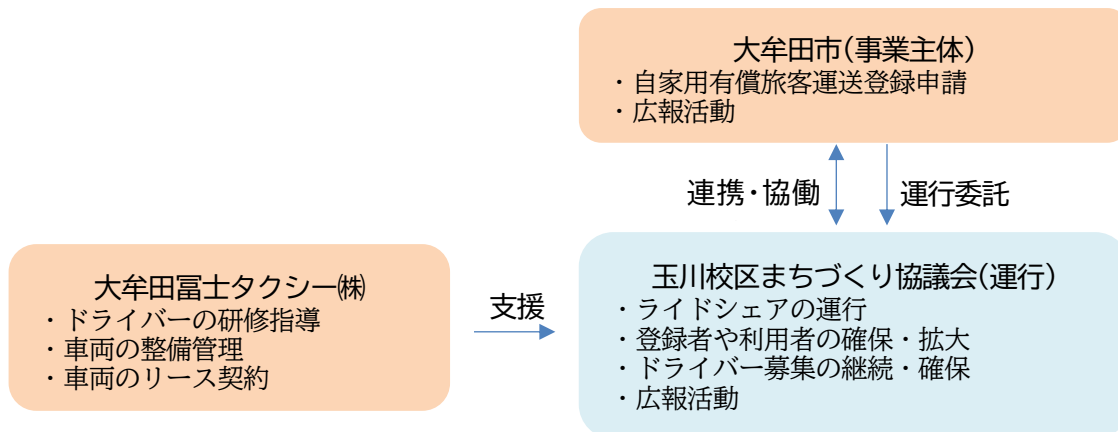
事業名	玉川校区公共ライドシェア
事業目的	普通免許(一種)を所持しているドライバーが運転できる公共ライドシェアの仕組みを導入し、「玉川のりあいタクシー」を更に発展させるとともに持続性を高め、当該地区の移動手段の確保と利便性の増進を図る。
概要	玉川校区まちづくり協議会が用意した軽自動車を使用し、地域住民がドライバーとなって、事前に登録し予約した利用者を有料で定められた乗降場所と自宅へ送迎するもの。
事業主体	玉川校区まちづくり協議会 構成員(支援団体)：大牟田富士タクシー株式会社、大牟田市
事業形態	事業者協力型自家用有償旅客運送（区域運送）
事業対象	玉川校区及び新勝立町4丁目の住者
実施時期	(実証実験) 令和7年9月～令和8年8月 (本格運行) 令和8年9月～
使用車両	軽自動車
運行日 運行時間	(通常コース) 月曜日～土曜日 行き 9:00、10:00、13:30 帰り 11:00、12:00、14:30 (買い物コース) 金曜日・土曜日 行き 13:30、帰り 15:30
運賃	(通常コース) 1乗車につき300円/人・片道(小学生以下は100円) (買い物コース) 1乗車につき700円/人・片道

#### ■運行区域及び区域外停留所



## ■実施体制

以下の体制で事業を実施する。



## ■運行案内 (チラシ)

### 玉川校区 公共ライドシェア

**事前予約制**

## ご利用方法

玉川校区公共ライドシェアのご利用方法をお知らせします。

① ご利用日の**2日前から前日の16時**までに予約してください。

予約先: **大牟田富士タクシー** TEL: **0944-56-3344**  
※受付時間: 8時30分~16時00分

次の事項をお伝えください。  
**1. 氏名、登録番号 2. 利用日、時間、乗降場所**  
※帰りの便も利用される場合、合わせて予約すると便利です。

② 自宅まで順番に迎えに行きます。  
 ③ 乗車したら**登録証**を提示します。  
 ④ 同じ時間帯に他の予約者がいる場合は、乗り合わせながら目的地に向かい、**降りる際に料金を支払**います。

---

### 公共ライドシェアの概要

運行日	月～土曜日 <b>日曜日</b> 日曜日、お盆(8月13日～15日) 年末年始(12月30日～1月3日)	
運行便数	1日計 <b>6便</b> <small>(金・土曜のみ 計7便)</small>	<b>通常コース(勝立エリア内)は月～土曜</b> <b>買い物支援コース(ゆめタウン行き)は金・土曜の午後のみ</b> <b>片道だけの利用もできます</b>
運賃	<b>1乗車につき 300円/人・片道</b> (小学生以下100円、未就学児は無料) <b>ゆめタウン大牟田行は 700円/人・片道</b> <small>※乗り合い(2名以上)で乗車した場合は100円割引になります</small>	

### 乗降場所 (行先)

勝立郵便局 勝立地区公民館 寺本歯科医院 マルエイ大牟田店  
 大牟田柳川信用金庫勝立支店 ドラッグストア モリ大牟田勝立店  
 Mr.Max大牟田ショッピングセンター (ザ・ビッグ大牟田店前でも可)  
 木村整形外科医院 ディスカウントドラッグ コスモス勝立店  
 春日クリニック 友永医院 まつお眼科 今野病院  
 末広町バス停 (路線バスの乗り継ぎにご利用ください)  
**ゆめタウン大牟田**

ゆめタウン大牟田の乗降場所は「工場側出入口」です。




	月～土曜日			金、土曜日
	(勝立エリア内)			
往路	ご自宅→ご指定の乗降場所			自宅→勝立エリア内乗降場所 → ゆめタウン大牟田
復路	ご指定の乗降場所→ご自宅			ゆめタウン大牟田 → 自宅

● **通常コース**  
(勝立エリア内)

勝立エリア内で  
降車を希望の方が  
いれば  
乗り合わせになります

● **買い物支援コース**  
(ゆめタウン大牟田)

ご予約は **大牟田富士タクシー (TEL: 0944-56-3344)** まで

利用方法に関するお問合せはこちら

運行主体 : 玉川校区まちづくり協議会  
 問合せ先 : 大牟田市 国道道路・地域交通対策課 平日8:30~17:15  
 TEL 0944-41-2783 FAX 0944-41-2795

### 3-2 交通空白地分析事業

(地域公共交通利便増進事業に関連して行う事業)

事業目的	大牟田市内の交通空白地における、持続可能な移動手段の確保に関する検討を行う。
施策内容	市内6地区(上内校区、手鎌校区、駛馬校区、高取校区、玉川校区及び天の原校区の一部、市内全地区(夕方から夜間にかけての時間的空白))の交通空白地について、現状の調査・分析を実施し、今後の持続可能な移動手段の確保について検討を行う基礎データを作成する。
実施時期	令和8年度
実施主体	大牟田市、大牟田市地域公共交通活性化協議会

### 3-3 モビリティ人材育成の支援事業

(地域公共交通利便増進事業に関連して行う事業)

事業目的	モビリティ人材育成の支援を通して、地域が積極的に課題解決に取り組むことができる仕組みの構築を目指す。
施策内容	地域における移動手段を維持・確保していくため、市内で取り組んでいる事例や、他市町で導入されている事例の共有等をはじめとし、地域住民とワーキング等を通し、一緒に課題解決に取り組むことができる仕組みを構築する。
実施時期	令和8年度～
実施主体	大牟田市、大牟田市地域公共交通活性化協議会

### 3-4 交通空白地における新たな移動サービスの導入

(地域公共交通利便増進事業に関連して行う事業)

事業目的	新たな移動サービスを導入することで交通空白を解消する。
施策内容	令和8年度に実施する交通空白地の分析の結果をもとに、地域が主体となる新たな移動サービスの導入を支援する。移動サービスの導入にあたっては、実証運行を行い、本格的な運行につなげていく。
実施時期	令和9年度
実施主体	大牟田市、大牟田市地域公共交通活性化協議会

### 3-5 多様なモードによる生活交通の充実の検討

(地域公共交通利便増進事業に関連して行う事業)

目的	地域の環境や特性にあった生活交通の構築を目指す。
施策内容	既存の公共交通を維持・確保しながら、地域独自の取組みを広く展開していくことで、市内全域における生活交通の充実を図る。
実施時期	令和9年度～
実施主体	大牟田市、大牟田市地域公共交通活性化協議会、対象地域

### 3-6 今後の事業展開

本計画における地域公共交通利便増進事業に関連して実施する事業については、次期計画期間となる令和10年度以降についても継続して事業展開できるように取組を進める。

## 第4章 事業実施に必要な資金調達等

### 資金調達

本事業に係る資金と調達方法は以下のとおりである。

表 資金調達方法

項目（事業名）	事業費 （千円）	内訳	調達方法
玉川校区公共ライドシェア	※1 3,000	500	運賃収入
		2,500	大牟田市 （大牟田市生活交通支援事業費補助）
交通空白地分析事業	※2 8,600	1,200	大牟田市、
		7,400	国土交通省「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト：「交通空白」解消タイプ
交通空白地における 新たな移動サービスの導入	※3 5,500	500	大牟田市
		5,000	国土交通省「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト：「交通空白」解消タイプ

※1 記載は単年度であり、令和8・令和9年度まで同額とする。

※2 令和8年度の額とする。

※3 令和9年度の額とする。

※ 事業費は本計画策定時の見込み額であり、調達方法等が変更になる場合がある。

## 第5章 事業の実施効果

### 想定される効果と目標値

本計画で実施される事業の効果と目標値を以下のように整理する。

表 事業の効果と目標値

事業	玉川校区公共ライドシェア
事業の効果	増便によって利便性が向上することにより、利用者増が期待される。 地域住民による支え合いの体制を構築することで、ドライバーを確保し、持続可能な移動サービスの提供を可能とする。
目標値	<p>【利用者・登録者の増加】（玉川のりあいタクシー時と比較）</p> <p>（利用者） 現状値：59.8人/月（令和7年度） ⇒目標値：（暫定）令和9年度 72人/月（20%増）</p> <p>（登録者） 現状値：199人/年（令和7年度） ⇒目標値：（暫定）令和9年度 220人/年（10%増）</p> <p>【ドライバーの確保】（公共ライドシェア実証事業時と比較）</p> <p>（ドライバー登録者） 現状値：5名（令和7年度） ⇒目標値：（暫定）令和9年度 6名（20%増）</p>